

2002年12月26日

国民生活審議会消費者政策部会
部会長 落合誠一様

委員 浅岡美恵

21世紀型の消費者政策の在り方中間報告12月26日案に対する意見

12月24日案に対して既に書面ないし口頭で意見を述べたところであるが、以下の点を取り急ぎ敷衍する。

1. 3ページ4行目 「相対的に」を削除
山本委員の指摘をさらに反映したものとされるよう求める。
2. 3ページ下から3行目
行政手法[のみに依存して消費者被害の防止を図ること]は困難になっている。
と追加されたい。
(規制的手法も今後とも不可欠であるため)
3. 9ページ 消費者契約の適正化の項について
表題を「消費者契約の公正の確保」とし、(1)に、「消費者契約は当事者、商品の特性、販売態様等に応じて公正でなければならない」との趣旨の記述を加えられたい。
(消費者契約については、様々な観点から実質的に公正なものとなることが課題であり、情報提供等はそのための政策展開の一つであることを明確にするため。)
4. 消費者契約については、勧誘時だけの問題ではなく、履行、契約からの離脱、終了時においても、対策が必要であることが明らかになる必要がある。
5. 13ページ 「苦情処理・紛争解決」について
裁判の役割についての記述がよりバランスをとって盛り込まれたことは歓迎する。しかしながら、現在、司法改革で争点となっている[弁護士報酬の敗訴者負担問題]について、何も触れないのは、不自然である。司法アクセス検討会では、具体的紛争類型ごとに議論すべきであるとの意見が出されており、消費者と事業者との間の紛争については、当審議会が最もその検討に適した場である。ちなみに、不正競争防止に関する問題では、産業構造審議会知的財産政策部会不正競争防止小委員会が積極的に意見を述べ、パブックコメントを求めているところである。
6. 18ページ 「消費者政策の実効性の確保」のうち、行政の推進体制について
委員からほぼ一致して、21世紀型消費者行政を担う、消費者重視の政策視点に

たつ統一的政策立案、執行機関を常設で設置していくべきであることが表明されている。より具体的に踏み込んだ記述が必要である。近時の消費者信用問題をもって、統一的な行政政策立案、執行体制が必要になっていることがわかる。

7. 公益通報者保護制度について

制度設計の在り方については今後の議論にゆだねるべきである。

なお、前記不正競争防止法関係の産業構造審議会小委員会報告によれば、内部告発の防止も目的として、技術情報に限定せずに、「営業秘密」の開示、使用に刑事罰を創設する議論がある。これらの動きにも注意して、公益通報者保護が企業の保護にならないように、総合的な対応が必要である。

意見を 「公益通報者保護制度」について

- ・公益通報者保護制度が必要であることをコンセンサスとしてまとめることは相当である。
- ・しかしながら、どのような制度が、「保護」の名に値するのかは、まだ議論が熟していない。公益との関係で国民の権利義務に関わる問題であり、制度設計の詳細を合意するに至っていない。中間案として提起し、パブリックコメントを求めるには、オプションを示すに留めるべきである。
- ・公益通報制度を、事業者と消費者利益に限定する必然性はなく、行政についても、また消費者利益に限定することでは不十分である。
- ・事業者外部への公益通報を制限して保護の対象から除外することは、公益通報を受け止めて改善する意思と実行力のある機関をもたない事業者においては、証拠隠滅の機会を与えることになりかねない。労働者に対する不利益措置が即時の解雇や降格等、明確な措置として現れずに、長期的に隠微な形態をとってとられることも、これまでの様々な差別問題で行われ、訴訟においても争われてきたところである。外部への通報を公益通報制度による労働者保護の条件とすることは、公益通報として評価すべき通報を、通報の適法性という論点にすりかえて通報者を保護しない根拠として争われる口実を与えることになる。公益通報としての正当性は、実質的中身で判断すべきであり、それは通報を受けた外部機関の責任において適法性を確保する仕組みとするのが相当である。
- ・「事業者に対する処分権限を有する主務大臣」又はこれに類する部署に外部通報先を限定することが不適切であり、国民の信頼を得るものでないことは、先般の東電事件で明らかである。また、このように限定することで、適切な公益通報への支援を目的とする民間の公益通報者支援センターの役割を否定するものであることにも留意すべきである。

中間報告案のうち公益通報者保護制度部分

4．公益通報者保護制度

(1) 公益通報者保護制度の必要性

食品の偽装表示やリコールにかかる事件など、企業内部の従業員からの通報を契機として企業の不祥事が明らかになる事例が相次いでいる。

消費者保護基本法第4条は「事業者は、その供給する商品及び役務について、危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずる（中略）責務を有する」ことを定めているが、これらの不祥事を通じて、事業者が消費者利益の擁護のために守るべき基本的な責務を果たしていないことが明らかとなっており、その意味で消費者問題の現状は深刻である。

このような状況を踏まえ、行政による監視体制を補完して事業者による法令遵守等を確保し、消費者利益の擁護を図るため、公益通報を理由とした解雇等の不利益な取扱から従業員を保護するとともに、事業者が公益通報への適切な対応を図ることとする等の制度（公益通報者保護制度）を早急に整備することが必要である。

(2) 制度の基本的方向

公益通報者保護制度の基本的方向としては、次のような内容が考えられる。

制度の目的

一連の企業不祥事を通じて、消費生活における安全を確保し、適正な情報の下で適切な選択を行うための仕組みが十分でないことが明らかとなった事態を踏まえ、公益通報者保護制度は、事業者が、その商品・サービスについて、危害の防止、表示の適正化などに関する法令等を遵守することを確保し、消費者利益の擁護を図ることをその目的とすべきである。

なお、「人の健康・安全への危険の防止」、「環境への悪影響の防止」等のより幅広い公益を制度の目的とすることについては【も】、~~消費者政策とは別途の観点からの~~【平行して】検討が必要と考えられる。

公益通報者の保護

従業者は事業者の内部情報を通報することにより、守秘義務違反等を理由として事業者から解雇等の不利益な取扱を受けるおそれがある。このため、公益通報については、事業者がこれらの不利益な取扱をしてはならないこととすべきである。

その際、公益通報の範囲としては、事業者の商品・サービスについての危害の防止、表示の適正化などに関する法令違反等の事実の通報について検討すべきである。

また、以上のほか、【不利益な取扱の内容、】不利益な取扱を受けた公益通報者の救済の仕組み、~~公益~~【不実の通報等、違法な】通報によって事業者等に生じた損害の賠償責任の発生【要件とその】取扱、法律上の守秘義務を負う職にある者の取扱、元従業者や派遣職員等が公益通報を行う場合の保護等についても検討することが必要である。

事業者内部での公益通報への適切な対応

事業者自身による消費者利益の擁護のための取組みを促進する観点から、~~まず、~~事業者内部において従業者等からの公益通報に適切に対応~~していくこと~~【できる仕組みの構築が必要である。このような機関の設置状況等によって、行政罰等の適用を考慮することも考えられる。】

このため、事業者が公益通報に対し必要な調査や適切な措置を講じ、また、必要な体制整備を行う努力義務等を負うことを明らかにすることを検討すべきである。

事業者外部への公益通報

事業者外部への公益通報については、事業者自身の取組みを促進する観点からは、一定の場合を除き、事業者内部での手続を経た上での通報を保護の対象とすることを検討すべきである【との意見があるが、証拠の隠滅、通報者に対する不利益な取扱の隠蔽等が懸念されており、通報の目的である安全の確保を確実にし、

通報者を保護する観点からは、事業者内部での手続きを前置させるべきでないとの意見がある。】

また、【外部への通報を認める場合に要件を置くとする意見では、証拠の隠滅を防止し通報者への保護を確保する観点からの検討にかかる。】通報先としては、通報事実について調査し、事業者に対し処分等の是正措置を講ずる権限を有する主務大臣等について検討することが適当と考えられる【との意見があるが、これまでの実例からも外部の通報先をこのような主務大臣等に限定すべきではないとの意見が多数である】。

その他

以上のほか、公益通報者が円滑に通報を行えるようにするための情報提供等の在り方について検討することが必要である。

(3) 制度の具体的内容の検討

~~上記の基本的方向を踏まえ~~公益通報者制度の内容について早急に具体的検討を進め、必要な法制化を図るべきである。

